

建設経済常任委員会記録【未校正】

○招集日時 令和6年 9月12日(木) 午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員

委員	長	海東一弘
副委員	長	染谷和博
委員		石井めぐみ
〃		細谷典男
〃		佐藤隆治
〃		入江洋一
〃		赤羽直一
〃		加増充子

○欠席委員 なし

○出席説明員

総務部長	吉田文彦
財政部長	田中英樹
まちづくり振興部長	野口昇
建設部長	渡来真一
都市整備部長	浅野和生
教育部長	井橋貞夫
まちづくり振興部次長	海老原輝夫
建設部次長	森川和典
都市整備部次長	稲葉克彦
総務課長	松崎剛
財政課長	谷池公治
環境対策課長	木村太一
火葬場組合事務局担当課長	牧野孝浩
管理課長	山田哲也

水とみどりの課長	蛭原 一雄
都市計画課長	大久保 益雄
中心市街地整備課長	中村 有幸
図書館課長	樋口 康代
環境政策室長	吉田 卓也
道路建設課副参事	星加 英利
排水対策課副参事	仁杉 繁隆
都市政策推進室長	中村 大地
区画整理課副参事	中野 潤一
管理課長補佐	鈴木 克哉
管理課長補佐	由良 範彦
都市計画課長補佐	高橋 恭平
中心市街地整備課長補佐	木野 本尚希
区画整理課長補佐	荒井 英貴
図書館課長補佐	渡辺 英紀
○職務のため 出席した者	議会事務局 議長 前野 拓
	議会事務局 主事 岩井 彰吾

○付託事件 議案第60号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）（所管事項）

議案第61号 令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）

認定第2号 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について

認定第6号 令和5年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について

○審査事件 所管事務調査（令和6年度第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望について、その他）

○審査の経過

午前10時 分開議

○海東委員長 ただいまの出席委員数8名、定足数に達していますので会議は成立します。

ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

次に、本日の会議の映像は市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った 360 度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから 2 種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

それでは審査を行います。当委員会の審査順序はサイドブック스에登載したとおりです。委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑について事前通告すること、また、一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、1 議題につき質疑のみで 5 分間です。質疑時間残り 1 分でベルを 1 回、質疑時間終了でベルを 2 回鳴らします。御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いいたします。また、発言前にマイクのボタンを押してから発言願います。

執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入ってくださいよう、お願いいたします。

最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うよう、あらかじめ申し上げます。

(ここから議案質疑音校正済)

それでは、議案第 60 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）（所管事項）を議題といたします。本件につきましては、8 月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○海東委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定しました。

委員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本件における質疑は通告制で行うことになっております。質疑通告は染谷委員、細谷委員、加増委員の 3 名から通告がありました。

通告順に従い質疑を行います。

それでは、染谷委員。

○染谷委員 それでは、よろしく申し上げます。議案第 60 号の一般会計補正予算についてです。議案書の 20 ページの街路灯維持補修に要する経費についてです。今回撤去予定の商業灯についてなんですが、これまでどのような経過があったかお伺いいたします。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。染谷委員の質疑に答弁いたします。今回、白山商店

会から商業灯の経年劣化が進み、一部は不点灯であったり、腐食による落下などが想定される危険な状況であることから、商業灯を撤去したいとの申し出があり、撤去後は全て防犯灯に切り替えていただきたいという要望を頂きました。この要望を受けまして、取手市としては、防犯灯管理基準に基づき検証を行った結果、白山商店——白山小学校の通学路になっていることから、21か所の防犯灯を新設するものです。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 今までは商業灯を全部撤去することなんですけども。その撤去料金というのは、市が負担するわけではないんですか。

○海東委員長 鈴木補佐。

○鈴木管理課長補佐 管理課、鈴木です。よろしくお願いいたします。質疑にお答えいたします。商業灯は商業環境の向上を目的に、商工会の補助を受け、商店会で設置・維持管理している商業灯となります。これまでの維持管理につきましても商店会が負担しておりますので、撤去費用につきましても商店会が負担することで協議を進めております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 そのとおりでなんですけど。私も今まで相談受けて、商業灯を撤去したいけどということをおっしゃったときに、やはり御自分でやってくださいということをおっしゃるんですけども。長年地域を明るくしていただいた——何十年と、撤去ぐらい取手市がやってもいいのになどは、ちょっと思ったりするんですけども。それでは伺います。既に閉店した店舗とか空き地になっちゃった、所有者が分からない、そういうところもあると思うんですけども、それはどのようにするのでしょうか。

○海東委員長 鈴木補佐。

○鈴木管理課長補佐 質疑にお答えいたします。既に閉店した店舗や空き地の商業等につきましては、商店会に負担していただくことで協議を進めております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 今まではこの商業灯が撤去できなくて、何らかの不具合とか事故等が起きたということはあるんですか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。お答えいたします。今年なんですけども、初めの頃に、国道294号線の沿線である、ちょうど白山の交差点付近で、古いやはり商業灯のほうに倒れまして、歩道のほうに倒れかかってしまったということが実際発生しております。この際も、実際土地の所有者の方は、商業と関係がないということで、最終的に道路管理者のほうに撤去費用を捻出した経緯がございました。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 それではやはり今後、こういうお話すごく多く来ると思うんですが、同様の要望があった場合の対応はどのようにされるのかお伺いします。

○海東委員長 鈴木補佐。

○鈴木管理課長補佐 質疑にお答えいたします。現在、市内には幾つかの商店会がござい

ます。今後、商店会から商業等の撤去の相談がございましたら、防犯の観点からも、商業灯撤去の時期、防犯灯の配置計画など、状況を確認しながら、それぞれの現状に応じた対応をしてみたいと思います。以上です。

○海東委員長 次に、細谷委員。

○細谷委員 細谷です。まず、都市排水整備に関する経費、議案書21ページ、お願いいたします。この下高井水砂地区での整備事業なんですけども、この中で推進工法で実施するという事になっておりますが、推進工法を採用する理由について、お伺いいたします。

○海東委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 排水対策課、飯塚です。ただいまの細谷委員の御質疑にお答えいたします。対象となっておりますこの路線ですけども、地下埋設物が多いために掘削してでの施工が難しく、またこの路線は交通量が多い割には道路幅員が狭いため通行止めになってしまうことや、さらには近隣家屋、食品工場及び高齢者施設への騒音・振動・粉じんなどによる工事の影響、そして排水延長が長いために勾配の確保といったことが困難であることなどが、推進工法を採用する理由となっております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 今回、800万円近くなんですけども。なぜこの測量と地質調査が必要となるのか、お聞きいたします。

○海東委員長 佐藤補佐。

○佐藤排水対策課長補佐 排水対策課の佐藤です。細谷委員の御質疑にお答えいたします。測量に当たっては、当該路線の官民境界の一部が不明確となっております。また地質調査に当たっては、推進工事を進める際に地面を深く掘って立て坑を施工する際に、安全確保のため土質を確認し、掘った地面が崩れない検討を実施いたします。また、推進工事の機種・機械選定の際に、土の層の構成や地盤の強度を調べるための必要な調査となります。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 この地域で道路冠水が起こっている原因は、どのように捉えているのか、お伺いいたします。

○海東委員長 佐藤補佐。

○佐藤排水対策課長補佐 細谷委員の御質疑にお答えいたします。現況地盤の高低差が大きく、すり鉢状の地形となっていることから、水がたまりやすくなっていたり、既存排水設備の断面が不足しております。さらには、排水の勾配が一定ではないことなども原因の一端であると思われまます。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 ここにたまった水は最終的にどこに流れていくのか、お伺いいたします。

○海東委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 お答えします。こちらの対象箇所の下流となっております、ゆめみ野地区の土地区画整理事業地内にある排水施設により、下高井雨水幹線を経由して、最終的には茨城県が管理する一級河川、相野谷川へ流れることとなります。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 この整備が完了すれば、この地区の道路冠水は解消されるのかどうか、お伺いいたします。

○海東委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 お答えします。こちらの整備で新たに設置される排水施設により、雨水の流れがよくなることから、道路冠水の軽減が期待できます。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 この地域は長らく排水に悩まされた地域でございますので、ぜひとも万全の準備で進めていただきたいと思います。詳細設計も入っておりますので、あわせて推進方法などを採用して進めていただくことをお願いしまして、次の質問に移ります。

続いて、道路維持補修に要する経費ですけれども、ビッグデータということで考慮したということになっております。ビッグデータとはどういうものなのか、まず概要についてお伺いいたします。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。細谷委員の質疑にお答えいたします。今回、取手市の舗装修繕計画におけるビッグデータの概要についてお答えいたします。ビッグデータとは、センサーと通信装置を標準装備した車両からの位置情報や車両走行状態、つまりは車が道路を通過する際に得られた情報を大量に集積したデータのことです。この膨大なデータを分析し、ブレーキにより急減速やハンドル操作、車両の平均速度などから、路面の評価結果、走りやすさを可視化したものと考えております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 その評価結果が出るんです——出るんでしょうけども、その評価結果を踏まえて、どういったことが判明するのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えいたします。道路修繕計画についてですが、さきほど述べさせていただいているのですけれども、評価結果を踏まえたうえで、管理課で所有している住民からの修繕要望や、道路パトロールによる路面状況、道路情報、路面性状調査結果などの比較検証を行い、加えて修繕の優先度に関する評価指標を再度整理し、取手市舗装修繕計画策定を行っております。これは、デジタルデータとアナログデータを組み合わせることによって、より多角的な実用的な計画となるよう意図しており、計画の中では、集落間を連絡する道路や国道や県道等を結ぶ幹線道路を対象に、路面の平坦性を表す評価を4段階で判定しておりますが、特に、路面の凹凸が大きい区間を修繕の優先度が高い区間としております。概ね100メートル区間ごとに修繕の高い区間を整理した結果、修繕の優先度が高い路線区間が32か所、その次に優先度の高い区間は、153か所となっております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 32か所の中で今回、2か所を選んだわけですけども、まず市道0130号線について、どのような経過でこの路線を選んだのかお聞きいたします。

○海東委員長 由良補佐。

○由良管理課長補佐 管理課、由良です。御質疑にお答えいたします。双葉団地から県道谷田部藤代線に接続する市道 0130 号線については、つくばみらい方面と龍ヶ崎方面を結ぶ比較的交通量が多い路線となっており、路面が荒れていることから、車両のパンク事故なども発生した経緯がございます。これまでも部分修繕はしてきましたが、道路利用者からも苦情が多く寄せられていることから、今回判定——選定に至っております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 続いて市道 1-206 号線についてお願いいたします。

○海東委員長 由良補佐。

○由良管理課長補佐 お答えします。常総ふれあい道路から国道 294 号に接続する市道 1-206 号線については、大型車が多く往来していることから、道路パトロールでも舗装の劣化が進行している状況が続いており、評価結果の区分からも修繕路線として判断しております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 この二つの路線は地域からの要望があったかと思うんですけども、どのような役割を果たしていたのか、まず市道 0130 号線についてお伺いいたします。

○海東委員長 由良補佐。

○由良管理課長補佐 お答えします。新川、上萱場地区の市道 0130 号線については、取手市新川付近の国道 6 号から双葉団地内を通り、つくばみらい市城中付近の県道谷田部藤代線に接続する路線となっており、双葉団地から幹線道路まで延びた主要路線の一つとなっております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 続いて市道 1-206 号線についても御説明ください。

○海東委員長 由良補佐。

○由良管理課長補佐 お答えします。戸頭地内の市道 1-206 号線については、先ほど申し上げたとおり常総ふれあい道路から国道 294 号に接続する路線となっており、沿線には戸頭公園、大型スーパーなどもあり、比較的多くの車両が利用している路線であります。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 道路の修繕要望というのは常に出てくる話で、どういうふうに順番をつけてやっていったらいいのかということで頭を悩ませるわけですが、その中でビックデータを活用するというところでございます。ビックデータによる路線評価、これで数字は出てくるんですけども、その次に「等」というのがあります。この「等」というのを読みとくと、修繕要望や道路パトロールによる路面状況、つまりデータじゃなくて目で、あるいは声を聞いてというところも保全対象としていく順番づけには考えていただけるということだと思っております。この「等」ということについては、ほかに何かあるのか、この点についてお聞きいたします。

○海東委員長 由良補佐。

○由良管理課長補佐 お答えします。先ほどの「等」ということなんですけども、路面評価などについてでありますけども、車両の走行状態に関する情報を大量に集積したデータ

だけでなく、管理課で所有している住民からの修繕要望や道路パトロールによる路面状況などの道路情報なども含まれているということで、「など」というような表現をしております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 道路の修繕要望、これ多岐にわたって、全て市民の皆様に満足のいくという状況にはならないと思いますが、その中でもやはり優先順位をつけて、御納得いただけるような取組をしていただきたいということを申し添えて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○海東委員長 次に、加増委員。

○加増委員 私のほうからは、まず道路街路灯の維持管理に要する経費について。白山商店街の商業灯の老朽化とある内容ですが、具体的に伺いたと思います。商店街は古い商店街ですので、もう商業灯が設置されてから時間がかかっております。そういう中で、商店街が商売をおやめにならなっている方も見られますが、どのような状況の中で出されたのでしょうか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えいたします。先ほど染谷委員のときも御説明させていただいてると思うんですが、現場の状況としましては、やはりこちらのほうが過去のデータから見ますと、平成3年に新築されたというデータがあります。その中でいうと、既にもう36年【「36年」を「33年」に発言訂正】経過した施設というのが分かります。その段階でそれぞれ老朽化等が見られて、やはり商店会としても、そちらのほうの施設を現存してしまうと、いろいろと影響が出るという判断の中で、私ども管理課と相談したという経緯でございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 三十数年——36年ですか、今お話で。そういう中で、老朽化もあるけれども実態を見ますと、商売をおやめになられた方が多くなってきて、ここは思い切って商業灯ではなく市の防犯灯にという考えがあったのかなと察するところなんですけど、そこら辺はどうなんですか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えいたします。私どものほうに商店会のほうの代表の方々がお見えになった際には、やはりもういっそ全部、防犯灯に切り替えたいという意向を受けさせていただいてます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 そういう中で、まだまだ商売されている方も数件ありますが、そういう方の商業灯はそのまま活用して、防犯灯と同じように市の負担で続けられないのか、その点についてはどうですか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えいたします。私どもで商店会とお話しさせていただいた中としては、基本的には全て防犯灯として切り替えたいという意向を伺ってます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 本当、にぎやかな商店街がなくなるって、とっても寂しいんですけども。このような現象はいろんな地域にも出てくるかと思うんですが、白山商店街のような現象は他の商店街も同じかなと思うんですが、そのような受け止め方は、どのようにされていますか。

○海東委員長 渡来部長。

○渡来建設部長 建設部、渡来です。お答えさせていただきます。加増委員おっしゃるとおり、商店会、これから人口減少・少子高齢化という中で、なかなか商売のほう続けていくところも大変なところもあるかと思えます。まさしく今回の白山商店会さんのほうから、商業灯の老朽化ということで、商店会のほうで一度全部撤去してしまうので、市の街路灯のほうで安全確保でというんですか、それをやってほしいという御要望を頂きました。ですから、これからも他の商店会さんのほうからそういった御相談を受けるということも想定されます。そういった際には、先ほど課長も染谷委員のところにお答えさせていただいたんですけども、その現場の状況でありますとか、あとはどれぐらいこの道路の明るさが確保されているか、それと通学路になっているかどうかとか、様々な要因がありますので、そういったところを総合的に勘案いたしまして、必要であれば、その基準にのっとって設置する方向と、設置のほうはさせていただきたいと思えます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 ありがとうございます。

次に道路維持補修に要する経費の中で、街路樹管理委託料について、具体的にお伺いしたいんですが、その詳細をお願いします。

○海東委員長 鈴木補佐。

○鈴木管理課長補佐 管理課、鈴木です。質疑にお答えいたします。今回の街路樹管理委託料の詳細ということでございます。こちらにつきましては、歩行者及び車両の通行に支障が懸念される箇所と、倒木が——倒木の恐れがある樹木について、業者委託による剪定を依頼するものでございます。街路樹管理委託料につきましては、今回3件となっております。ふれあい道路の伊奈地区から戸頭地区の山側の街路樹、戸頭地区の戸頭中学校付近から新大利根橋までの両側の街路樹の剪定を行うこととなっております。なお、もう1件につきましては、高井城址公園北側の小貝排水路ののり面にある樹木が傾いており、倒木の恐れがありますので、こちらにつきましても剪定を実施するものとなっております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 剪定を行うということで、この3か所が今出されましたけれども、これ一般質問の中で本田議員が伺ったんですが、この取手市のガイドライン、改めて私も緑化ガイドラインを見させていただいたんですけども、やはりこれは市民の日常生活に潤いや安らぎを与える重要な役割を持っているというのが街路樹。それから町中の身近な緑として、美しい都市景観の緑に親しむ空間を形成するという本当に崇高な内容でうたわれているんですが、現実、街路樹は強剪定があちこちで見られているんですけども、今後、このガ

イドラインに沿ってはどのようなお考え、これまでどおり強剪定ありきなんでしょうか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。お答えいたします。こちらの件に関しましては、本田議員の一般質問でも答弁させていただいてると思うんですが、基本的には、取手市緑化ガイドラインに沿った樹木のほうの維持管理を行いたいと考えています。ただし、通行者のほうの安全確保、そういうものを確保するためには枝をちょっと強めに切るという強剪定というのは必要であると考えております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 歩行者・通行者の安全を確保するというのは大事なことですし、ただし安全確保を優先にして強選定をありきではなく、このガイドラインに沿って進めていただきたいと、これは私からの要望であります。それから草刈り委託の委託料なんですが、詳細はどこなのか伺います。

○海東委員長 鈴木補佐。

○鈴木管理課長補佐 質疑にお答えいたします。道路草刈り委託料につきましては、隣接者から草刈り要望があり、現業職員による除草作業では施工が困難な場所のため、業者委託による草刈りを依頼するものでございます。件数は4件あり、触れ合い道路、キャノン擁壁の上部、白山8丁目葬儀会館付近の駐車場上部ののり面、新取手地内、市道1-1308【「市道1-1308」を「1-13805」に発言訂正】号線、大山公園隣接の道路のり面、本郷三丁目地内のJAとりで職員駐車場付近の用水路沿いの両側の草刈りとなっております。以上です。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 すみません、訂正をお願いします。今、新取手地内、市道1-1308という説明させていただいたんですけど、正確に言いますと、1-13805の市道になります。修正のほうをお願いします。

○海東委員長 委員長はこれを認めます。
加増委員。

○加増委員 今回は4件を予定しているということなんですが、今、本当に市内あちこち見ますと、草が繁茂しているところいっぱいあります。そういう中で、年2回ですよ、これまで行われてきたのが。でも、その中にはもっともっとう困難なところもあるんでしょうけれども、年2回にこだわらず繁茂しているところ、要望があればいつでも刈っていただけるという考えは、受け止めはあるんですか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。お答えいたします。今委員のお話させていただいた年2回というのは、外注で幹線道路なんかを草刈りをやる際の回数という形で私ども表現したつもりではあるんですけども、私どもは現場作業員さんのほうで、やはり皆さんの要望を頂いた中で、草刈りのほうは通常対応している状況でございますので、特に年2回ということは規定はございません。以上です。それは年2回というのはあくまでも、私どもの外注で発注している幹線道路のほうのいわゆる街路樹体の草刈りとか、そういうものを

指しているという形で御理解いただきたいところでございます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 分かりました。

次に、最後の樹木伐採委託料についてなんですが、これについて詳細をお願いします。

○海東委員長 鈴木補佐。

○鈴木管理課長補佐 質疑にお答えいたします。樹木伐採委託料につきましては、街路樹の樹齢が高齢化しており、倒木など、また隣接地への影響が懸念されることから、業者委託して伐採を依頼するものでございます。件数は4件になります。稲のふれあい道路の堤防側の樹木、井野台四丁目の法定外道路の樹木、白山及び本郷の街路樹の老朽化による枯れている樹木、それと下萱場の樹木となっております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

[岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○加増委員 4件なんですけれども、老朽化で伐採するとありますが、例えば東口駅前の街路樹が2本切られたんですよ。あそこ、駅を利用する人が本当に涼んでいたんですが。これがなくなって、そのあとの植——植えるということは考えなかったんでしょうか。お願いします。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課の山田です。お答えいたします。今お話しいただいた取手駅東口の伐採した樹木についてですけれども、今年度、取手駅東口・西口防鳥ネット設置及び撤去作業業務委託で発注している箇所でございます。当該樹木についても、ムクドリ対策の対象樹木として計上しておりました。受注業者のほうから実施前の今年の4月に、現場調査の結果、枯れているという協議書が提出されております。このことから取手市としましては、安全管理を最優先して伐採を指示しております。今後、伐採した箇所の樹木については、ムクドリなどの被害も想定されますから、そういうものを勘案した樹木を検討する必要があると考えております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 そうしますと、今後、検討して植えていく方向でいると受け止めていいんですか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えします。これは一般質問で本田議員からも御質問がありましたが、取手市緑化ガイドライン、みどりの基本計画そういうものに沿ったものと、及び私ども歩道でございますので、植えているところが。移動円滑化のガイドラインに沿ったもので検討していきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 通告された質疑が終わりました。

[発言する者あり]

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 すみません。先ほど私のほうで答弁させていただいた白山前商店街の街路灯なんですけれども、建築されたのが平成3年ということで、実際には33年経過したと

ということで、修正のほうをお願いしたいと思います。以上です。

○海東委員長 委員長は、これを認めます。

通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員はおりますか。

入江委員。

○入江委員 すみません、商業灯なんです。私の地元の新取手の商店街の商業灯がほとんど老朽化していて、まだ撤去するところには至っておりません。その中で、もう商売を3分の2ぐらいの人がやめてしまい、ついてないのが現状です。メイン通りになるので大変暗くなるので、防犯灯の要望もしたんですが。そのついてない商業灯、配線を完全に切らないと防犯灯がつけられないということなんです。その辺の確認です。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課です。入江委員の質疑にお答えいたします。私どものほうの防犯灯を設置する際の一応決まり事なんですけども、基本的に防犯灯というのは、その部分の道路部分を明るく照らすという目的——防犯目的でございます。その際なんですけども、やはり今おっしゃられたとおり、商業灯が結構——商業灯とか企業等とか、いろいろあるんですけども、そういうものは基本的にやる際に関しては、防犯灯というのはその同一箇所にはつけていないというのが現状です。その基準からすると、線を切っていない、ただ——切れてるといふか、そこら辺をちょっと判断が非常に難しいところで、今は一律、商業灯のほうの取扱いによって、ちょっと防犯灯のほうに関しましては、申し——といふか要望に対して対応しているところがございます。そこら辺の中で、やはりそういうものがちょっと多くなっていく中で、商業灯のほうの扱い方というのは、今後検討する必要があるのかなとは考えております。以上です。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 線を切ってなくても、要するに商業灯を撤去しなくても、線が切ってあれば防犯灯のほうはつけられるんですか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 私——すみません、管理課、山田です。お答えいたします。今回の白山前に関しましては、事前に商業灯が倒れてしまった——状況にもよりますが、商業灯が大分傷んでいるという中で、やはりその線だけ切られた後に、そういう道路に対して、そういう懸念が残ってしまうということで、白山商店街に関しては大分老朽化してるし、頭部が落ちこちてしまうというリスクもある中で、撤去のほうの協議をさせていただいてる状況です。基本的にはその線を切っていただきたいというのは、私どもで皆さんに答弁して、お答えしてる内容かと思っております。以上です。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 線を一本切るのにどのぐらいの経費がかかるんですか。

○入江委員 山田課長。

○山田管理課長 お答えします。現在、白山商店街のほうと、今回設置されている数のほ

うの撤去費というのが、あちらのほうで見積りをとられているという状況ではございますけども、撤去費に関しては、それは状況とか設置されているあれにもよるんですけども、今回、白山通り商店街さんのほうから一度ご提示というか、一度見させていただいた内容とすると、大体一本二、三万ぐらいの撤去費用がかかるというお話をいただいております。以上です。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 ごめんなさい。僕の聞き方悪かった。一本の——前、商売やってて、今もうその商業灯を使ってなくてつけてないと。その線を、廃線を切るのに、自己負担、個人負担となるんですけど、その線を切るのに費用的にはどのぐらいかかるか分かれば。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えします。私ども防犯灯も、新設する際というのは、実際、電気屋さんにお問い合わせ——市内の建設業協会にお問い合わせするんですけども、防犯灯から直接電線につながというのは、東京電力さんのほうのエリアなんですよ。なんでちょっと詳しくはちょっと私どものほうではちょっと、今把握させていただいていない状況になります。申し訳ございません。以上です。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 なかなか商売やめて、大変だからやめたんでしょうけど、自己負担でそういうことも、線を切ったりするのも費用的に大変だと思うんですよ。ですから、なるべくその辺、緩和できれば、要するに今まで明るかったものが、今度それがついてないことによって町が暗くなってしまうわけですから、できるだけ緩和していただけるようにしていただきたいと思います。御答弁あれば。

○海東委員長 渡来部長。

○渡来建設部長 建設部、渡来です。お答えさせていただきます。入江委員おっしゃるとおり様々な場所でいろんな条件が出てくると思います。物によっては地元の商店会のほうに御負担していただくものもあるかと思えますし、基本的なところは山田が答えているとおりでと思うんです。これからいろいろ個別具体的な御相談があれば、その都度いろんなお話を伺いながら、市としてやれるところはやらせていただきたいと思えます。以上です。

○海東委員長 そのほか。

赤羽委員。

○赤羽委員 私も今の防犯灯と、それから商業灯の関係なんですが、うちの地区は商業灯結構建っていたんですが、みんな廃業してやめてしまって、それでもなおかつ自分で電気料を負担して、その商業灯を維持している方もたくさんいらっしゃいます。で、比較的新しい商業灯なものですから倒壊の心配はない。例えばそういう場合、電気料を負担する——昔は1,000円しな——1か月1,000円しなかったんですが、今2,000近くになるんですよ1か月。特殊な契約でつけっ放しでも料金変わらないんですけども。例えば契約を廃止するときに東電のほうに申し出れば、線は切らずに電力の供給だけ切ってくれます。これたしかお金かからないかと思いました。例えば、古いやつ——倒れる危険のあるものはこれ別なんですけども、比較的新しいけれども、管理する者が商売やめてしまったり亡くなった

りして、柱だけ——柱と上の電球だけ残って暗くなってるやつがだんだん増えてきてます。そういう場合、商業灯の柱を利用して防犯灯をつけるということは可能なんでしょうか。線も来てますので、改めて工事をするのじゃなくて、東電さんのほうに切替えしていただければ電気の供給はできるし、柱を立てる必要がないんで、非常に安価で防犯灯をつけることができると思うんですが、それは可能なんでしょうか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課の山田です。お答えいたします。私どもの防犯灯については、管理基準というのがございます。その中で防犯灯のいわゆるつける距離とかつける場所とかいろいろあるんですけども。一般的には私どもの防犯灯って電柱に添架させていただいている状況でございます。電柱のほうに添架させていただいて、その電柱のほうの距離からある程度の基準によって配置していくような形になります。場所によっては電柱がどうしてもない場合というのは、私どものほう単独柱というのを立てて、地主さんのほうの許可を頂きながら防犯灯を設置しているところがございます。その状況において、そちらの既設のほうの街路灯とかの柱がレイアウト上必要であれば、そういう柱のほうは活用するというところはあるんですが、基本的にはそれは個人の財産になりますから、何かあった場合というのはちょっとうちのほうで手が出しづらいというところがありますので、なるべくそういうものは利用しないで、うちのほうの単独のほうの柱を使って占用を取らせていただいで設置していきたいと考えてます。以上です。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 非常に難しいですね。市のつけてる防犯灯は、商業灯の重量に比べればはるかに重量の負担が少ないものだと思うんです。商業灯は大体昔の——今はもうLEDになりましたけど、昔は水銀灯が二つ三つついてたものですから頭が結構重かった。今の防犯灯はLEDで小さいですから、もう本当に1キロまでいかない負担でつけられると思うんです。管理基準は分かっています、設置基準も分かっています。その中で、改めてそのポールを立てなきゃならないというところにたまたまそういうやつがあって、それで商業灯がなくなった頃の暗さがカバーできるのであれば、費用の面からいってもぜひともそれは所有者の方にお話しして、これを防犯灯のポールとして使わせてくださいという方法があれば、そのほうがお互いに経費の節約になるかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えいたします。先ほども説明させていただいたんですけども、そのポール自体の所有権があると思います。そのポール自体の状況においてなんですけども、万が一それが倒れたりとかした際の、いわゆる補償とかそういうものを考えてしまうと、やはりそれが個人のものなのか私どものほうが占用させていただいているものなのかという区分が大分難しいのかなと思います。現在、電柱のないところに関しましては、アルミ製のポールというものをうちのほうは採用させていただいて、電柱のない部分に関しては皆さんのほうの土地に占用させていただきながら、設置しているという状況になります。ですので、その状況にもよるとは思うんですけども、万が一の何か災害時とかの、それによる補償という問題を考えたときには、なかなか難しいかなというところでは考えており

ます。以上です。

○赤羽委員 市の考えは分かりました。以上です。

○海東委員長 そのほか、ありませんか。——なしと認めます。

以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。

これで議案第 60 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）の所管事項の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 61 号、令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。本件につきましては、8 月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第 61 号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○海東委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加増委員。

○加増委員 今回の補正は、仮設交通広場の撤去及び道路擁壁工事に着手して、A 街区の造成工事がやや遅れているという話、内容だと思うんですが。これまでこの年度当初の予算では、6 か月の補償費が予定されていましたが、今回は 1,600 万円ということで、あと 2 か月なのか、その見通しはどのぐらいなのでしょう。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 区画整理課、稲葉です。それでは、お答えさせていただきます。当初、10 月に A 街区の全体土地の使用収益開始に向けて工事を進めてまいりましたが、新交通広場の開通の遅れや、今おっしゃった A 街区の造成工事で大きな擁壁工事を今行っているところが少し時間を要していることで、一部の地権者の方のお返しが約 2 か月遅れているということで計上させていただいております。今、工事は順調に進んでおりまして、順次 A 街区では宅地造成した方からお返しをしていきまして、11 月まで【「11 月まで」を「11 月末まで」に発言訂正】には全体を使用収益開始できるように今進めているところでございます。以上です。

○海東委員長 そのほかありませんか。——なしと認めます。以上で、議案第 61 号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第 2 号、令和 5 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。本件につきましては、8 月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。認定第 2 号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○海東委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては説明を省略することに決定し

ました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加増委員。

○加増委員 いよいよ区画整理事業も6年度末には見通しが出るということで——そうですね、6年度末には見通しが出る。そういう中で、今のこれは昨年度、令和5年度の決算なんです。この決算説明書の事業の概要というところを改めて読んでみました。そういう中で、まず——その前に、その前に先に質疑は、駅広交通広場——駅前交通広場のかかった事業というのはどのぐらい、全体は6.5ヘクタールなんです。その駅広だけはどのぐらいの事業費になってますか、まずそれ先伺います。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 区画整理課、稲葉です。ただいまの御質疑に答弁させていただきます。駅前の交通広場に要する経費、全体の経費につきましては、駅前交通広場とペDESTリアンデッキの整備を合わせた金額は、約22億6,000万円となっております。財源の内訳としましては、55%国庫補助金を活用しまして、残り45%の9割を地方債を活用しております。費用の内訳につきましては、これまで整備した階段やエレベーター2基、そしてバスシェルター、歩行者シェルター、電線共同溝、あと舗装工事、全ての費用が含まれています。さらに既存のエレベーターの撤去費用や、交通広場を工事するのに設計しますので、その全ての費用を含めてその金額となっております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 次に、この決算概要257ページでしょうか——報告書のね。その中で、改めて概要を読ませていただいたら、この中で駅北地区開発は土地区画整理事業と建築物整備事業との一体的な整備によってやられた、そして潤いのある活気に満ちた都市の形成を図ることを目的としているというんですが、この一体的な整備によって事業が遅れたと私は思ってるんですが、それはどのように評価してるんでしょうか。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 お答えいたします。一体的施工をしたことによって区画整理事業が時間がかかっているということだと思んですけど。本地区は既成市街地の区画整理事業で、やはり借家人や借地人と権利関係も複雑で堅牢な建物があることから、建物移転は確かに長期間を要する地区でございました。それで、事業計画に沿って一棟一棟移転を行って、効率的に工事を進めてA街区の造成と、今まさにそこまで来ているということでございます。そして、区画整理事業をこれまで行ったところで、土地利用も少しずつ行われてきて、駅前にふさわしい景観が形成されてきたと今考えているところでございます。いよいよA街区ということで、使用収益開始されてから今後またさらなる活性化に期待するところと考えております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 なぜそういうことを私が質疑するかというと、A街区が着手されて10年ほど経過しているんですね。これほどまでも——あの僅かのA街区7,000平米なんです。このように遅れたのか、そこら辺、具体的にお願いします。

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 都市整備部、浅野です。加増委員、申し訳ございません。もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

○加増委員 先ほどからつながってるんですが、一体的な整備によって遅れたのではないかと私が質疑しました。それで稲葉課長からいろいろお話あったんですけども。A街区は着手して10年経過してますよね。何でこんなに遅れちゃったんですかと、単純に。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 お答えいたします。A街区はやはり、先ほどもお話したんですけど、商業——大きな商業ビルとか堅牢な建物がございます。ですので平成24年度から、都市計画道路に関係する——関連する建物から移転を行ってきまして、1棟1棟やってきましたんで、どうしても借家人の方も移動——移転させなきゃいけないといったことから、それだけ時間をかけているという、時間がかかってしまったということになっております。決していたずらに時間をかけてるわけではないと、御理解ください。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 次に、潤いのある活気に満ちた都心の形成を図ることができたとあるんですけども、今、商店街、地元にあった商店街も何もなくなってしまったじゃないですか。西口駅前。これについてどう——評価はどのように見てるんですか。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 お答えいたします。今は——今、使用収益開始したところからは、ウェルネスプラザや医療モールとか、土地利用も図られながら、またマンションも国道6号沿いに建築されております。今後、A街区ということで、今造成いたしますので、今後また、さらなる活性化を期待するところでございます。すみません、繰り返しの答弁で申し訳ございません。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 次に、この概要の下のほうにあるんですが、取手駅西口A街区地区市街地再開発準備組合が行う事業計画案の検討に対し、助言及び技術的援助を行ったとあります。実際、再開発が始まるとなったら20人の方が8人に減った。この現象は、その原因はどんなふうに見て止めてますか。

○海東委員長 木野本補佐。

○木野本中心市街地整備課長補佐 中心市街地整備課の木野本です。加増委員の御質疑にお答えさせていただきます。まずここで言う市の行っている助言や技術的援助というものにつきましては、準備組合に対して事業計画案の検討ですとか、組合の運営面などについて助言や援助を行っているものでございます。それで再開発事業への参加者が減少した理由としましては、個々の地権者の方が、御自分の土地を共同化せずに、御自分の意思で利用したいという意向の方がいたためでございます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 次の259ページになりますが、表の中で、仮換地指定通知書作成とあります。49万5,000円でしょうか。これは全て通知は終わったということなんですよ。どうな

んでしょうか。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 区画整理課、稲葉です。それではお答えいたします。この仮換地指定通知書、全地権者の方に全て通知は終わっております。以上です。

○加増委員 加増委員。

○加増委員 それは再開発参加者の方も参加者の方も全て終わりということなんですよ。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 お答えいたします。A街区の方につきましては、昨年——令和4年度に全て仮換地指定が終わっておりまして、こちらの部分は一部2街区の地権者の方の部分で、3画地の部分でございます。それで今はもう全て仮換地施設は全て行っております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 補償金についてなんですが、1億3,700万ありますけれども、中断補償金は決算書のほうにあります、1億3,638万9,000円ととらえていいんでしょうか。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 お答えします。そのとおりでございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 決算でこれまで1億3,600万使ったということで今回補正で1,600万、さらにプラスされるということで、区画整理事業の補償中断補償はなっていくという計算でよろしいんでしょうか——はい、分かりました。以上です。

○海東委員長 そのほかありませんか。——なしと認めます。以上で、認定第2号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第6号、令和5年度取手市競輪事業特別会計決算の認定についてを議題いたします。本件につきましては、8月28日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。認定第6号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○海東委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加増委員。

○加増委員 通常競輪の車券発売収入が16億9,900万。前年度比で7億7,974万の減、31.5%の減とありますが、この令和4年度との違い、大きな違いはどこにあるんですか。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 産業振興課の海老原です。お答えさせていただきます。議員おっしゃいますとおり、令和5年度は前年度比7億7,974万6,600円の減となっております。こちらにつきまして開催日程等によるものが大きくなっておりまして、令和4年度は日程的に、正月三が日にF I というクラスのS級選手などがあっせんされる競輪を開

催できた。そういうところから売上が特に大きかったということでございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 そうしますと、前にも伺った経過があるんですが、その時の開催内容によって、日時もちょっと若干違うかも分かりませんが、それによって競輪収入事業の中身が変わるといって止めていいんですよね。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 先ほど申し上げたF I開催が正月三が日に開催できるというのが、なかなか毎年できるということではございませんので、そういう中でも毎年F I開催と普通開催、前後節やらせていただいているんですが、売上げは変わりますが、このところのオンライン販売収入ですとか、そういったところが増加しておりますので、競輪全体の収入というのは上がっているところでございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 あと開催について伺います。これまで正月開催ということなんですが、それを若干変えていくようなことを前の委員会でも伺ったんですが、毎年取手は正月の、前節後節ありますけど、そこは変わらない。で、日にちは少しずつ変わるということなんですか。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 取手市営競輪の通常開催といたしまして、F I、F IIの開催をしてるんですが、そのところは必ず1月に開催しているというわけではなくて、ほかの競輪場さんと調整させていただいて、その前後で開催している年でもございます。

○海東委員長 そのほかありませんか。——なしと認めます。以上で、認定第6号の質疑を打ち切ります。

次に、当委員会における付託議案外の質疑を行い——稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 すみません、区画整理課、稲葉です。先ほど私、61号議案の中で、地権者の皆さんに土地をお返しするのは11月までにというふうにお答えさせていただいたんですけど、11月中ということで訂正をお願いいたします。

[発言する者あり]

○稲葉都市整備部次長 11月中——11月末までにはみたいな形で、すみません。

○海東委員長 委員長はこれを認めます。

(ここまで議案質疑音校正済)

次に、当委員会における付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は入江委員、染谷委員、赤羽委員、細谷委員、石井委員の5名から通告がありました。

最初に入江委員。

○入江委員 よろしくお願ひいたします。私のほうからは、取手駅西口交通広場について質疑させていただきます。このたび市民の皆様待望の取手駅西口交通広場が完成し、それ

に伴いまして、去る7月29日には開通式典が挙行政され、翌30日より供用開始となりました。担当職員の皆様におかれましては、大変な酷暑の中、会場の設営等準備に当たり、また、開通後数日間、交通の誘導に当たっていただきまして、本当にご苦労様でした。ありがとうございました。そのような中、開通後、約1か月半が経過しましたが、開通当初は戸惑いもあったかと思われます。私も実際に通過してみましたが、慣れないせいか、バスレーンのほうに行きそうになったりと戸惑うことがありました。今は車や人が落ちついて流れているように思われますが、そこで市民の皆様——開通後、市民の皆様からは恐らくいろいろな声が寄せられたと思われます。そこで、取手駅を利用する方々から、交通安全、利便性、具体的にどのような要望や御意見が寄せられていたのか、お聞きします。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 区画整理課、稲葉です。入江委員の御質疑に答弁させていただきます。おかげさまで、地権者の皆様を初めとする関係者の方々の御協力を賜り、7月30日に新しい交通広場が開通いたしました。開通後、数日間は新しいロータリーに戸惑い、逆走しようとする車が身請けられまましたが、職員やガードマンによる誘導、看板や路面表示の追加などの対策を講じ、改善を図ってまいりました。また、運用中に分かった細かい改善点についても、タクシー事業者やバス事業者などと連絡を密にして、できる限り対応してまいりました。市民の皆様からは、エレベーターが取手駅側になり、とても利用しやすくなったという声や、地下連絡通路とリボンビルとの横断歩道が、段差がなくなり、車椅子を利用しする方々にとってもとても利用しやすくなったと、声を頂いておられます。ただ一方で、きれいになった歩道に鳥類のふん被害などがあり、改善を求める声も寄せられており、現在、その対策を検討しているところでございます。そのような中、最も多く御意見を頂いているのは、一般車乗降場についてでございます。特に夕方のお迎えのときには、一般車が5台停めてしまいますと、ロータリーから曲がり切れず、車が連なってしまうという御指摘がございます。これに対しまして、乗降専用エリアのため「運転手は車から離れないでください。交通違反となります」とか、「1台でも多く車が利用できるようになるべく前に詰めてください」といった看板を追加し、一般車乗降場はあくまでも乗る・降りるという短時間での利用を引き続き市民の皆さんに周知していきたくて考えておられます。以上です。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 ありがとうございます。私のところにも新しい交通広場に対して多くの声が寄せられておられますが、ひとつここで紹介させていただきますが、交通広場の中の島にある一般乗降場は多くの方が利用しておられますが、路線バスで降りた方が、あと商業施設、コンビニからそこに行こうとした方、またそこには立派な喫煙場もありますので——が喫煙していく場合と、一般乗降場まで並行移動できないのか、そのような声を頂いておられます。一度、エスカレーターやエレベーターまたは階段でペDESTリアンデッキに上がったから、一般乗降場、中の島におりることになり、何か遠回りしてるとようなイメージがあります。何か改善する余地があれば教えてください。

○海東委員長 中野副参事。

○中野区画整理課副参事 区画整理課、中野です。平行移動、すなわち一般車乗降場と商業施設及びバス停を渡る横断歩道を設置できないのか、我々としても県警のほうと協議しております。しかしながら、本交通広場はバス停留所が5か所、タクシーの乗降場もあり、さらにはこのロータリーは非常に交通量が多いものです。また、ペDESTリアンデッキの橋脚も存在するために、横断歩道を設置すると非常に見通しが悪くなって、非常に危険なゾーンとなります。このような背景から、茨城県警の指導もありまして、横断歩道の設置は断念したものであります。確かに、一般車乗降場から商業施設へ平行移動できないのかという問合せも、我々取手市のほうにもありますが、あくまでも一般車乗降場は短時間での送迎の場所であり、エレベーターと階段を使用することで、利便性の高い垂直移動によって取手駅改札方面のルートを構築したものでございます。委員にお問合せがありました件につきましても、御不便をおかけいたしますが、そのような背景がございますので、何とぞ御理解いただきたいと思っております。以上です。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 確かにね、あそこ交通量も多いし、あそこを渡るのはちょっと危険だと思います。でも、渡ってしまう人もいるかもしれませんが、そういう声を聞いたら私のほうからも警察のほうの指導もあったということをしちんと話しておきたいと思っております。それと、先ほど、市民から寄せられた御意見の中で、一般乗降場の一般——一時的な渋滞について、お聞きします。夕方一般乗降場を超えて一般車が連なってしまう状況があり、それに対し、乗る、降りるといった利用上の注意を周知していくとの答弁がありました。これ金澤議員の一般質問のときにもそういう答弁をしておりましたが、果たしてこの周知だけで改善することはできるのでしょうか。ほかにどんな対策を講じていくのか、あればお答えください。

○海東委員長 中野副参事。

○中野区画整理課副参事 お答えいたします。取手駅西口交通広場は以前から3方向からの車両の流入・流出がある特殊な形状が課題となっておりました。そのため、現在のロータリーを採用し、信号機がなくてもスムーズに進入・退出できるよう設計したものです。この設計によりまして、公共交通として必要不可欠なバス停やタクシー乗降場、優先乗降場、歩行者用通路を確保しつつ、以前の交通広場にはなかった一般車乗降場を設けることができました。この一般車乗降場は、乗る・降りるを目的とした数十秒間の乗り継ぎ行動のためのスペースとして設置しております。しかしながら、数台ほど長時間の停車があると一般車乗降場に曲がり切れない車が発生し、ロータリー内に数台連なる状況が見受けられます。この対策として、一般車乗降場最後尾に先日、ゼブラ帯を設置いたしました。これによりまして、利用者の方々が前に詰めていただくことで一般車乗降場に進入しやすくなり、1台でも多くの方が利用できることを期待しております。さらには、内輪の歩車道ブロックの修繕も今、検討しております。また取手警察との連携により、駐車禁止の強化も図っております。このような物理的対策に加え、御利用の皆様には短時間での乗り降りを徹底していただくよう、看板の設置や情報発信を強化してまいります。さらに夕方のお迎え時には、ウェルネスプラザ駐車場が30分以内無料で利用できることも併せて御案内

していく予定です。このように、周知だけではなく物理的な対策や警察との連携、さらには利用者への継続的な情報提供を組み合わせることで、1台でも多くの方が快適に交通広場を利用できるよう、今後も改善に努めてまいります。以上です。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 即、ゼブラ帯等を設置していただいて、1台でも止められるような対応をしていただいて、本当にありがとうございます。今後も市民の皆さんの御要望に寄り添い…

〔岩井議会事務局主事ベルを2回鳴らす〕

○入江委員 (続) 交通安全と利便性の面から、少しでも交通広場がよくなっていくことを願っております。駅を利用する方が少しでも快適に交通広場を利用できるように、引き続き丁寧に対応していただくようお願いいたしまして、私の質疑を終了します。

○海東委員長 次に、染谷委員。

○染谷委員 それでは、お伺いいたします。まずA街区についてです。今回、準備組合のほうで図書館機能等を公共施設に入れるか入れないかみたいな見直しの話合いがされたそうなんですけども、その内容について、お伺いします。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。今回、準備組合におきまして、施設計画の変更案ということの検討されました。その内容につきましては、住宅棟の階数や構造、エレベーターパーキングの位置などに関するものがメインとなっております。他方で、複合公共施設の整備予定の非住宅棟に関しましては、階数や面積の変更はございませんので、市で整備予定の複合公共施設の機能や規模などにつきましては、現時点におきまして既に公表している整備方針の内容に変更はございません。複合公共施設につきましては、現在、基本構想の策定段階であり、基本構想策定後には次のステップとなります基本計画を策定していきますので、こうしたプロセスの中で具体的な施設内容や規模・面積などの詳細を決定していくという予定であります。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 そういうことで計画は変わらないということなんですけども、今回、準備組合の方8名いらっしゃって、これは全員賛成で図書館を設置してほしいということだったんでしょうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。準備組合内部で、こういった公共施設の内容につきましての議論ということかと思えます。こちらの複合公共施設の整備主体は市になりますので、準備組合の中で公共施設の機能や内容・規模・面積などについて議論をしたということとはございません。ただし、準備組合の理事会などにおきまして、市が組合に対して助言や援助を行う立場から、組合の会議に市が出席しているというため、図書館機能を中心とした複合公共施設に対する個人的な御意見などを、市に対して述べるという組合員の方もおりました。具体的にどういった内容の御意見を述べたのかという点につきましては、こちら準備組合内部の会議における発言という形になりますので、市で

は対外的に説明できる立場ではございませんが、図書館機能を中心としました複合的な公共施設を整備するという方針につきましては、組合員全体では御理解をいただいているというふうに思っております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 では、全員賛成していただいで進めてるということでよろしいですね。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。実際に図書館の内容につきまして、いろいろな御見解を述べられる組合員さんはいらっしゃるものの、準備組合全体としましてはこの公共施設を整備するという方針には、御理解をいただいているというふうに、市のほうとしては捉えております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 ですから、全員賛成でなったということで、よろしいんですね。

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 お答えさせていただきます。今、課長申し上げましたように、準備組合としての方向性としては、今後の都市計画決定、本体への基本計画の設計書の作成でありますとか、様々前に進めていこうということで一致しているものと、市としても認識しております。先ほど申し上げましたように、その中、様々な協議、そういうものはいろいろ出ておりますので、そこはやはり準備組合の総意として進んでいこうということが決定して、前に一步一步進んでいくということで御理解いただければと思います。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 繰り返しになるので、次行きます。

取手駅周辺の空き店舗についてです。取手駅周辺の空き店舗の状況について、お伺いします。

○海東委員長 野口部長。

○野口まちづくり振興部長 まちづくりの野口です。染谷委員の御質疑に答弁いたします。取手駅周辺の空き店舗の状況については、現状では不動産業者のホームページや商工会からの情報や、空き店舗活用補助金の活用についての問合せの対応から情報を得ているところであり、詳細な件数についてはつかんでいないところです。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 空き店舗活用補助金がございまして、昨年度までは上限100万円、今年度が家賃補助だから上限60万円ということになったようなんですが。この経緯について、お伺いします。〔発言する者あり〕

○染谷委員 ですから補助全体で、改修補助をなくしてしまって、家賃補助だけになったってことなんですね。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 お答えさせていただきます。委員おっしゃいますように、令和5年度までは改修費補助として起業者に対して上限100万円、そうでない方については50万円ということで、そのほか家賃補助として毎月の上限5万円ということで12か月

ということにさせていただいておりましたが、令和6年度からは改修費補助はなくてですね、家賃補助のみとさせていただいてます。こちらにつきましては、2店舗目以降の事業についても積極的に展開していただきたいということと、それとあと継続して——改修補助のように一時的なですね、開業当時に一時的な補助ではなく、継続して事業を進めていただけたところで補助をしていきたいということで、家賃補助ということにさせていただきます。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 そうしますと、今年度からは例えば1店やって、もう1店舗やってみ——2店舗目をやりたいというときも、この補助金が使えるってことですか。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 申し訳ございません、1事業者1回となっております、訂正させていただきます。申し訳ございません。

○染谷委員 そうですね。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 さっきの説明だとそういうことになっちゃうんで、分かりました。次にですね、大型店舗の空き状況というのが非常に今あると思うんですが、その辺にはどのようにお考えでしょうか。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 お答えさせていただきます。大規模商業施設についてですが、こちらにつきましては管理会社などと連携できる場合は、情報共有に努めさせていただいております。また、比較的広い床面積の物件については企業誘致候補地として、県と共有をさせていただいているところで、企業立地を希望する事業者さんから問合せがあった際には、案内させていただくということもございます。また、そのほかの独自の基準を設けて、テナント募集されている場合もございますので、その場合は直接の情報共有ではなく、事業者様が公表されている情報情報により、確認をさせていただいているところでございます。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 この大型店舗を使った場合は、この補助金は使えないということよろしいですか。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 お答えします。大規模小売店舗に該当する床面積が1,000平方メートルを超える店舗に関しましては、該当しないということにさせていただきます。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 何でかなとよく分からないですけども、やる方は店舗の所有者じゃないわけで、例えばアトレさんですと、5.35坪ぐらいの小さな厨房ありの食料品なんてのもあるので、そういうところも、こういう補助の対象になれば、またいいのかなというふうに思いましたけど、分かりました。以上です。

○海東委員長 次に、赤羽委員。

○赤羽委員 赤羽です。地籍調査についてお伺いさせていただきます。まず現在までの進捗状況を報告願います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。赤羽委員の質疑にお答えいたします。令和5年度末における、調査済み面積9.78キロ平方メートルを、取手市行政面積から公有水面の面積を差し引いた地籍体調査対象面積60.02キロ平方メートルで除した数値16.3%が進捗率になります。以上です。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 ありがとうございます。参考までに近隣の進捗率を御報告させていただきます。全国では53%、茨城県68%、近くの牛久市、利根町が100%、水戸市が76、それからつくば市が51、龍ヶ崎市54、土浦市80、守谷市は24ですけども、この辺で、取手よりも低いのはつくばみらい市の11%ぐらいなんですけども、他市と比較して遅れてる理由は何なんでしょうか。

○今井管理課長補佐 今井補佐。

○今井管理課長補佐 管理課の今井でございます。赤羽委員の御質疑にお答えいたします。取手市の地籍調査につきましては、D I D地区を含む市街地の調査を実施しているところでございます。市街地につきましては、売買等の土地取引に伴った、所有権等の移動も多くあり、また地籍調査の必要性が高い地域であると考えております。当該地区を優先して実施していることにより、他市町村と比較すると、進捗率は低い状況となっているものでございます。以上でございます。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 それは言い訳にならないんじゃないですか。牛久市は100%ですよ。100%ということは市街地も市街地以外のところも進んでるということです。それから土浦市も80%。これもかなりの市街地は入ってると思います。どうして遅れてるかというのと、今までの予算の執行状況を見ると、国からの補助金がついたときだけ、その分を繰越して翌年に実施しているというケースが非常に多かった。ですから、取手市から積極的に予算を取りにいけないのではないかという気はします。なおかつこの経費は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1負担するんですが、その4分の1の金額のうちのかかなりの部分が交付税措置されますんで、実質的には全体予算の5%で実施できる事業で——実施できる。そしてまた、国土交通省のホームページをつぶさに見ますと、5%の金額でできるということも書いてありますし、なおかつこの業者に委託することもできる、委託の費用も事業費の中に組み込まれるということですので、どうして取手市がこんなに遅れているのか、そのほかの理由はないでしょうか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。お答えいたします。先ほどほかの市町村ということで、いろいろと数字のほうとか出していただいていると思います。私どものほうからちょっと、簡単にちょっと調べたものを発表させていただければと思っております。龍ヶ崎市さん、

進捗率 54%でございます。この進捗率なんですけども、調整区域を調査している。これはもう私どもに比べて田んぼの面積なので、面積的には大きい区域 54%という占めてる状況でございます。先ほど、守谷市さんのほうも進捗率 24%ということなんですけども、この多くはほとんど公団さんの区画整理区域内ということになります。私どもも以前からお話いただいている 2 項委託ということについても、検討を今している状況にはございます。2 項委託というのは、民間法人に対して、行程管理・検査を含めて国土調査を一体的に委託して実施する方法でございます。こちらなんですけども、それぞれちょっとメリット・デメリットでございます。特に私どもは D I D 地区ということで、非常に土地のほう動きが多い地区でございます。この中でこの 2 項調査自体のメリット・デメリットのほうがございますので、そういうものも今後視野に入れて検討をしていく必要があるのかなとは考えております。以上です。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 そうなんですけども、どうして地籍調査にこれほど私こだわると言いますと、地籍調査をすることによって、いろんな利便性が生まれてきます。土地取引の登記のときも簡単になりますし、いろんな費用も抑えられたり、それから一番大きいのは、GIS による多方面での利活用がこれから進んでくるのではないかとというふうに予想されてます。それからもう一つは災害時、例えば地滑りなんか起きて境界がはっきりしなくなったときも、この地籍調査をしていることによって、復旧が——簡単とは言いませんけども、かなりスピードアップできる。先日の能登半島地震のときには大変な地滑りが起きて、道路がずれてしまったり、隣のうちがそっくり自分の敷地の中に流れ込んできたり、自分の土地が隣の敷地の中に入り込んでしまったりして、とにかく境界が分からないと復旧ができない。まず、急務の 1 番の最初は境界の確定をしないと、うちの建て直してですとかうちの修繕もできないという状況にあります。ですから、この間テレビの報道でもやりましたけれども、その境界がずれちゃってるんで、手の施しようがないんだと。それが決まるまでは半年かかるか 1 年かかるか分かんないけども、そっちのほうを先にやってもらわなかったら我々も自分のうちを直したくても直せないという声が上がってました。

〔岩井議会事務局主事ベルを 1 回鳴らす〕

○赤羽委員 (続) まさにそのとおりだと思うんです。ですから、その辺を踏まえてですね、積極的に業務委託できるところは業務委託するし、そうじゃないところは、予算が足りないんであれば予算取るように努力していただいて、やっていただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○海東委員長 今井補佐。

○今井管理課長補佐 お答えいたします。赤羽委員ご指摘のとおりですね、大規模な災害が発生したような場合には、この地籍調査事業というのは大変有効な事業になってくると考えております。土地の境界等ですね、大規模地震等により大きな地殻変動等が起こったような場合、これにつきましては改めて測量等を行うことでは、大規模な費用がかかってくることから、最良とは言えなく——状況でございます。このような場合にはですね、国

により、測量成果の改定方法といたしまして、大規模地震後にですね、補正パラメーターというものを公開しております。この補正パラメーターを使用することで測量成果の補正を行う、これが目的となっております。また、大規模地震により複雑な地殻変動が起きた地域、また豪雨等で土砂崩れが発生し、境界表が膨出してしまった場合におきましても、地籍調査実施済みの地区でございます——実施済みの地区であれば、災害前と災害後のずれぐあいを容易に把握することが可能となりますので、速やかな災害復旧に寄与するものと考えてございます。以上でございます。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 お話のとおり、災害復旧のときはとにかく地籍調査をやれば、復旧は物すごく早くなるということが、私は1番のメリットだと思います。そのほかにも、土地の取引なんかでも、やっぱり公図を見てみますと、今の地形とかなりずれてるんですよね、登記書の公図なんか見ても。それから測ってみると、？なわのび？があったり？なわちじみ？があったりで、どちらかというとなわのび？のほうが多いらしいですけども、その……

〔岩井議会事務局主事ベルを2回鳴らす〕

○赤羽委員 (続) 地籍調査をすることによって、正確な土地が面積が分かりますので、正確な課税ができるということもありますので、よろしくお願いします。

○海東委員長 次に、細谷委員。

○細谷委員 細谷です。今回は行政と民間との関係、今回も委託など民間の協力なくして市の事業進まないというふうに思いますので、そういう点からお聞きしたいんですけども。協力し合って市の事業をやっていくわけですが、民間事業者から支援を求められるときもでございます。資金面などの融資というような点もあるかと思えます——出てくると思いますが、産業振興支援に当たって、このようなときに相手方が抵当権等が設定されている資産を保有していた場合、財務上安定していないとみなして対応するのかどうかということについてお聞きいたします。

○海東委員長 野口部長。

○野口まちづくり振興部長 まちづくり振興部、野口です。細谷議員の御質疑にお答えいたします。市では民間事業者への支援制度の一つとして、資金融資、自治金融、振興金融を受けようとする事業者に対して、保証料の補給を行っております。その際には、財務状況などは確認していますが、抵当権などは市での審査基準にはなっておりません。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 審査基準にさえ抵当権とはなっていないということを確認させていただきました。次に移ります。ペDESTリアンデッキについてでございます。このペDESTリアンデッキと避難の関係についてお聞きするわけですが、まずこの管理上の問題についてお伺いいたします。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。細谷委員の質疑にお答えいたします。ペDESTリアン

ンデッキについては、昭和 54 年から昭和 60 年度にかけて実施した取手駅西口地区第一種市街地再開発事業の一環として、西口駅前広場の歩行者と自動車の動線を立体的に区分するため、約 1,000 平米のかさ上げ式広場として計画され、整備されております。当時のペDESTリアンデッキのほうの建築に伴う構造計算なんかを確認しますと、歩行者が通行する橋梁として整備されております。このことから管理課としては、歩行者が通行するための歩道橋として維持管理を行っております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 ペDESTリアンデッキは道路として認定しているのかどうかお聞きいたします。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えします。こちらのペDESTリアンデッキなんですけども、市道 0106——はなのき通り、こちらの道路附属物として維持管理を行っており、長寿命化計画により定期的な点検や修繕なんかを実施しております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 道路附属物ということなんですけど、ペDESTリアンデッキのほかに、何か例示するものがあれば示していただきたいと思います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えします。道路附属物について説明します。道路法第 2 条を抜粋しますが、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等、道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路による附属して設けられているものと記載されております。例えばガードレール、駒止めという車止め、街路灯などが道路附属物に含まれます。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 附属物というのも帰すると避難階とはなかなか見直しにくいかなというふうに思うんですが、次に、避難階は何か、そしてこのペDESTリアンデッキをどう見るのかということについてお聞きいたします。

○海東委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 建築指導課、田中でございます。お答えいたします。避難階とは、建築基準法施行令第 13 条に規定されており、直接地上へ通じる出入口のある階をいうと定義されております。ペDESTリアンデッキは、一般的には児童福祉施設の設備及び運営に関する基準でいう人工地盤及び立体的遊歩道に該当すると思われそうですが、避難階と認められるかは、具体的に検討したものがなければ判断できません。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 避難階は直接地上に通ずるところでなければならぬ、つまり地面と接してなくちゃならない、緊急車両などが来るわけですから当然だと思いますけども。ですが、ペDESTリアンデッキには、具体的に検討したものでなければ判断できないということなんですけども、この具体的に検討するというのはどういうことになるのか、この辺例示していただけますでしょうか。

○海東委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 お答えいたします。まずは建築士が建築に精通している方ですので、事業者の意向と建物・敷地の状況、法令等に照らして提案するのが建築士——設計者の仕事になりますので、設計した建築士が法令等に適合し避難などの計画検討し、避難階と判断して差し支えないとしたものが妥当かどうかをこちらで判断することになります。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 避難階として見るかどうかということについては、建築士が判断し、そしてそうしたものが避難階として市のほうに提案されるとすれば、それが妥当かどうかは市のほうで判断するというように受け止めてよろしいですか。

○海東委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 そのとおりでございます。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 であるとすれば、ペDESTリアンデッキは避難階というふうに無条件で受け止められるものではないと思いますが、この点についてお聞きいたします。

○海東委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 お答えいたします。ペDESTリアンデッキがあることで、一律に全て避難階であると認めるものではございません。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 悲惨なビル火災とか高層階で逃げ遅れたというような事故が見受けられることもあります。安全面が何よりもかけがえのないものだというふうに思いますので、ぜひ安全を考慮した行政運営を行っていただきたいということを申し添えて終わります。ありがとうございました。

○石井委員 委員長。

○海東委員長 質疑のみで5分です。——最後に、石井委員。

○石井委員 じゃあ質問していきます。屋外広告物について伺います。まず屋外広告物の定義について調べたんですけども、違反となるものを教えてください。

○海東委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 都市計画課、石井と申します。石井議員の質問に対してお答えさせていただきます。まず、屋外広告物とは、常時または一定の期間を継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立て看板、張り紙及び張り札並びに広告塔、広告板、建物等に提出され、または表示されたものを、並びにこれらに類するものを言います。以上です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 それでは違反とされる立て看板について伺っていくんですけども、それを発見したときの市の対応を伺います。

○海東委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 お答えいたします。今回確認された屋外広告物の場合でいきま

すと、5月30日に違反に設置された立て看板を確認をし、5月31日に70枚の簡易除却を行いました。6月4日に除却した広告物を市で保管する旨の公告を行いました。また、その後、新たに立て看板が確認されたことから、6月6日、7日に新たに24枚の立て看板を簡易除却し、6月11日に除却した広告物を市で保管する旨の告示を行いました。その後、違反広告物の関係者へ保管した広告物を引き取るように——引取りに来るよう連絡を行い、6月21日に返還をしたというような事例がございます。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 以前、山野井議員が一般質問した中で、その答弁の中、回答は理解をしているんですけども。撤去後の対応として相手にお話をして回収してもらったということなんですけど、改めて撤去後の対応について伺います。

○海東委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 撤去後の対応につきましては——ちょっと繰り返しになってしまうのですが、まず一旦撤去した広告物を市で保管します。その保管した広告物を今度市で公告を行いまして、保管をされていることを公告を行います——告示を行います、すみません。それでその告示期間の保管——告示した後保管期間を過ぎましたら処分、この所有物は市に帰属されることとなります。またその前に、所有者が返還を求められれば返還をすることができるというような制度になっております。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 今回、5月・6月の立て看板については、どのように所有者が分かったんでしょうか。

○海東委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 お答えいたします。今回の広告主につきましては、広告物の内容から広告主と思われるところ——方のほう——関係者と思われるところに連絡を行いまして、連絡をさせていただいた次第です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 それはどなたになるんでしょうか。

○海東委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 すみません、そちらにつきましては、ちょっと個人情報にも当たりますのでお答えはできません。申し訳ございません。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 分かりました。それでは処分費用について伺います。

○海東委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 今回の件につきまして、処分費用についてなんですが、除却した広告物を返還したことや、違反広告物の簡易除却が我々都市計画課のほうの屋外広告物の業務の一環であることから、基本的に費用の算出はしておりませんが、あえて算出をするならば除却に伴う人件費やごみの処分料などが考えられます。また、職員では除却ができない大型看板等を業者へ除却依頼をするような場合には、その費用が対象になるものと考えられます。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 それではもう相手が分かっているということなのですが、所有者への請求についてはどう——について伺います。

○海東委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 請求につきましては——屋外広告物の事務につきましては、茨城県から申請、許可、指導、簡易除却等に関する一連の事務について、茨城県より委任を受けております。業務の一環の経費に当たることから、業——除却に要する経費の請求は行っていないという状況になります。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 以前に守谷市さんでも、この件に関してSNS等で、もう相当な迷惑行為だということで発信をされておりました、市のほうで。そこの部分については取手市としてはどのように見解してるのか伺います。

○海東委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 取手市につきましては、我々、状況を確認し次第——確認でき次第、速やかに撤去、告示を行うなどの対応を取っております。以上です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 それでは、守谷市さんが撤去してその相手に請求をするということで、SNS等でもちょっと確認はしてるんですけど——ヤフーニュースにもなっているので相当メディアでは流れてたんですけれども、守谷市さんとの連携はどのように図ったのか伺います。

○海東委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 守谷市さんにつきましては、独自の屋外広告物の許可団体というようなことになってまして、我々取手市のほうは茨城県の屋外広告物条例に準ずる、県の条例を引き継いで行っている団体ということで、同じ市役所という団体ではあるものの、運営の手法そのものがちょっと変わってるところがありまして、直接、守谷市さんとの連携ということは確かにないんですが、茨城県ともちょっと協議は重ねたいと思っております。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 広告物だということで確認をしてまして、これは交通の妨げとか倒壊が恐れがあるということで批判とされますが、今回、最後の質問になるんですけども、条例等で罰則を検討すべきということで提案をさせていただいております。所有者が自発的に撤去しない場合、市の対応とか条例など、設けたほうがいいのかないかと思いましたが、どのように考えてるのか伺います。

○海東委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 今条例の件でお話いただいたんですが、これまで茨城県では、茨城県屋外広告物条例による是正指導等の対応により改善が見られているということから、今まで罰則の導入には実際には至っていないというのが状況でござい——現況でございませぬ。現在、取手市では、担当職員が現場とかでパッと移動され——移動する際に違反して

設置された広告物があれば、その場で簡易除却を行うなど——行うとともに、幹線道路を中心に違反して設置された野立て広告物の是正指導を継続して行っております。これにより、適正な屋外広告物の作業環境は整えられていると考えており、継続して良好な景観と安全なまち、危険防止の対策を今までどおり適用してまいりたいと思います。しかしながら、ごめんなさい。しかしながら、一般的に違法性についての意識が低いことや、屋外広告物の許可制度についての理解度をさらに向上させるために、広報とりでや市のホームページでのお知らせやパンフレットの配布などを引き続き行い、周知に努めてまいりたいと思います。

○海東委員長 石井委員。

○海東委員長 石井委員、恐れ入ります、マイクをお願いします。

○石井委員 ごめんなさい。幹線道路で危険な広告物が倒壊してきたりとか、交通の妨げになって、例えば相手を巻き込んだ交通事故になった場合は、誰が責任を取るんでしょうか。

○海東委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 そのような道路上の事故とかになった場合に、原——当然設置者、広告の持ち主さんが責任の所在を負います。ただ、今、委員からお話のあったように、例えば道路に落下して、道路の通行に支障を来すなどの場合が生じた場合には、道路管理者などと連携して、早急に安全対策を講じるという、広告主の問題とは別に、安全対策の問題とは切り離して考えていかなければならないところは出てくると思います。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 今回の5月、6月の屋外広告物について所有者が分かってました。どのタイミングで相手方に連絡をしたんでしょうか。

○海東委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 今回、広告を——先ほども説明しましたように、6月——ごめんなさい、6月4日及び6月11日に告示を行いまして、そこから約1週間半経過を見まして、その後、広告主と思われる方に連絡を行った次第です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 最後に、広告主と思われる方はどなたなんですか。団体なのか個人なのか伺います。〔会議室騒然〕

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 個人情報ですが、事務所のほうに連絡させていただいたことで御了承いただきたいと思います。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 分かりました。○○○事務所のほうに連絡されたということ認識しました。

次の質問に移ります。水と緑とまつりの広場について伺います。藤代庁舎にある市公共施設初の屋外ステージを有する公園の利用活用整備について伺います。まず初めに、水と緑とまつりの広場の利用状況や、地域イベント開催について伺います。

○海東委員長 蛸原課長。

○**蛭原水とみどりの課長** 水とみどりの課の海老原です。御質疑にお答えいたします。水と緑と祭りの広場は、近年では、藤代商工祭実行委員会主催による藤代商工祭に利用され、今年も9月29日の日曜日に開催される予定となっております。過去には、冬の期間のイルミネーション、東日本大震災を追悼したキャンドルイベントなどに利用されております。また、水と緑と祭りの広場は、取手市の姉妹都市でありますアメリカ合衆国カリフォルニア州ユーバ市との姉妹都市締結を記念して愛称をユーバガーデンとしており、ユーバ市の関係者が取手市に訪問された際の行事等に利用されております。以上です。

○**海東委員長** 石井委員。

○**石井委員** 1点だけ、取手市のホームページを見ると、キャンドルイベント時の広告の様子ということで、これもう四、五年前に終わってる事業が掲載されているので、ぜひ変えて、変えていったほうがいいのかなと思います。ちょっとそれは先に言っておきますが、今、答弁の中で、30年以上あそこの公園広場があるんですけども、利用者の声だったりとか近隣の方々、取手市民の方々の何か意見だったり、声とかというのはあるのであれば伺います。

○**海東委員長** 蛭原課長。

○**蛭原水とみどりの課長** お答えいたします。この広場は、ふだんは誰でも自由に利用できる公園となっております。市街地にある緑が豊かな公園であることから、潤いと憩いの場として、また近隣の保育園のお散歩に利用されるなど、幅広い方に親しまれているところです。以上です。

○**海東委員長** 石井委員。

○**石井委員** ありがとうございます。皆さんから親しまれた公園ということで、今本当に暑くて草も伸びるのが早いと思うんですけども、昨日も見たらすごいぼうぼうになっていたので、ここも整備していただけるとありがたいなということで、次の質問に移ります。広場に水が……

〔岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○**石井委員** (続) 染み出していたり凸凹しているのが現状なんですけども、管理や修繕について、どのようにしているのか伺います。

○**海東委員長** 蛭原課長。

○**蛭原水とみどりの課長** お答えいたします。水と緑とまつりの広場は平成5年度にオープンし、平成25年度にステージを設定いたしました。広場のオープンから30年以上が経過し、沈下等によりまして、ひび割れたところから地下水が染み出したり凸凹が生じている現状にあります。市では業者等へ清掃や排水施設の維持管理を発注して維持管理を行うほか、適宜修繕を実施しているところです。先日も染み出した水が原因で階段やスロープにぬめりが発生して黒ずんでしまっているところがありましたので、ぬめり取りを実施いたしました。これによりまして全体が明るくなったと思っております。今後も適宜適切な維持管理を実施してまいりたいと考えております。以上です。

○**海東委員長** 石井委員。

○**石井委員** ほかの自治体ではステージがある公園は活用が図られているのですが、取手

市としても今後の活用——生かしたほうがいいかなと思いますが、どのように考えているか伺います。

○海東委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。市内で屋根がついた屋外ステージを有する公園は、水と緑とまつりの広場が唯一となっております。市ではホームページにおきまして、屋外ステージはイベント等に貸し出していること、また利用料金・利用方法また図面など詳細について掲載しております、利用促進を図っているところです。この緑と水と緑とまつりの広場は、春は桜、秋は紅葉と自然の魅力がある公園だと私どもも考えておりますので、市でも新たに開始しました。程よく絶妙とりで、インスタグラムなどのSNSによる情報発信等をしながら、広くPRを行いまして、引き続き一層の利用促進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 ちょっと他の自治体なんですけども、仙台市内には公園が本当にたくさん、区に分かれてあるんですけども、それも取手市にあるような公園の2倍以上の大きさの公園です。本当にうまく活用されていて、1か月どこかの団体が毎日使われているという状況です。ぜひ取手市も、取手駅前にはウェルネスプラザがあって、藤代駅近くには屋外ステージ付きの公園があります。今の課長からの答弁で適切な修繕と利用促進を図っていくということがよく分かりました。でもやっぱり本当に藤小庁舎の前に本当にすばらしいステージが……

〔岩井議会事務局主事ベルを2回鳴らす〕

○石井委員 (続) あって公園があるので、ぜひここ、今後整備しながら生かしていただきたいと思いますが、どのように考えているのか、最後伺います。

○海東委員長 蛭原課長——渡来部長。

○渡来建設部長 お答えさせていただきます。今、蛭原課長のほうから答弁させていただいたとおり、屋外ステージのある公園広場となっております、イベントなどで多くの人に利用していただけてます。それだけではなくて、例えば藤代庁舎に来た方が用事を済ませて真っすぐ帰るというだけではなくて、こちらのほうにも立ち寄っていただけるような空間づくりというんですか、そういったものも必要だと思います。今、仙台市のほうの事例の御紹介もいただきましたけども、極力なるべくこうイベントで使っていただくというのは、もちろんのことを、藤代庁舎周辺にお住まいの方にも気軽に來ていただけるような空間づくりというのを進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○石井委員 じゃあ次の一般質問でやりますので、よろしく申し上げます。

○海東委員長 以上で当委員会の付託議案外の質疑を終わります。当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案はありますか。——ないようですので、討論採決を行います。

(ここから討論・採決質疑音校正済)

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。討論ございますか。1回でお願いします。加増委員。反対討論。

○加増委員 私の方からは61号、認定2号、6号について、反対の立場です。それで討論としては、認定2号の西口特会の認定——決算の認定です。これはやっぱり、これまでも私は本会議でも何回も指摘してきましたけれども、32年間を経過した土地区画整理事業がやっと目に見えて、令和8年3月31日には終了とありますけれども、これまでの問題点がまだまだ払拭できないということもありまして、私は反対の立場をとります。認定5号について競輪会計なんですけど、またかよと言われそうなことなんですけど、やっぱり取手のまちづくりと公営ギャンブルについての——6号でしたっけ、ごめんなさい認定6号、この問題については、取手のまちづくりと公営ギャンブルについて、これまでも指摘しました。この観点から反対といたします。昨年——令和4年に比べれば収入が減ったとか、そういう話もありますけど、収入があるとかないとかの問題ではなく、まちづくり、そして公営ギャンブルの問題など含めて反対といたします。

○海東委員長 そのほかありませんか。——なしと認めます。以上で、当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより採決を行います。採決は議案番号順に挙手により行います。

議案第60号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）（所管事項）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第60号のうち当委員会所管事項は可決しました。

議案第61号、令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第61号は可決しました。

認定第2号、令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、認定第2号は認定することに決定しました。

認定第6号、令和5年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、認定第6号は認定することに決定しました。

以上で、当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。この後、委員のみで協議いたします。執行部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れ様でした。休憩します。

(ここまで討論・採決質疑音校正済)

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○海東委員長 再開します。ただいま石井委員から発言取消し申出書が提出されました。会議規則第 124 条の規定により、御手元に配付しました発言部分を取消したいとの申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 異議なしと認めます。したがって、石井委員からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

次に、令和 6 年度第 1 回市民との意見交換会における御意見・御要望についてを議題といたします。先ほどの休憩中、サイドブック스에登載した表について、文言等の確認をし、特に修正がないことを確認しました。

お諮りします。令和 6 年第 1 回市民との意見交換会における御意見、御要望について、サイドブック스에掲載した表を基本とし、内容は委員長に御一任していただき、調査経過を中間報告したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 異議なしと認め、そのように決定します。
最後にその他です。委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。

以上で、本委員会の全ての日程が終了しました。これで建設経済常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 時 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

建設経済常任委員会委員長